

戦後日本における在日朝鮮人の生活困窮問題
— 民族団体による生活権擁護運動を中心に —

金 耿昊

本論文は、在日朝鮮人（この用語は朝鮮籍に限定するわけではなく韓国籍も含む）の生活保護適用状況、日本政府の施策と適用を求める社会運動の展開について歴史的事実を整理し、生活困窮の状況とその要因を考察したものである。その対象時期は「解放」（＝1945年8月の日本敗戦後）以降、1950年代末の北朝鮮集団帰国事業の開始までとなっている。論文の構成は、序章と第1～12章、終章、および参考文献一覧となっており、字数は約30万字、このほかに統計表1～35が含まれる。

序章では、まず、現代日本における格差の拡大・貧困問題の顕在化のなかで、在日朝鮮人の生活保護受給について事実に基づかない非難がなされていることを指摘し、これについての歴史研究を行うことの意義が語られる。そのうえで、戦後の在日朝鮮人の民族運動史、政策史、生活史のほか、生活保護受給に関する研究、北朝鮮集団帰国事業と生活問題との関係、高齢者の生活問題についての研究に区分して、先行研究の整理が行われている。そして、1945年8月の「解放」直後から1950年代末までの在日朝鮮人の生活困窮問題を総体として把握することを本論文の課題とし、民族団体の史料、日本政府・地方行政当局の史料をもとに事実発掘と実態解明を行うことが述べられている。

本論は時期別に3部に区分されており、そのなかで、いくつかの章がたてられ、法制度と行政施策、民族団体の動きを軸にした事実関係の記述が行われている。民族団体については、相対的に広範囲な大衆的基盤を有していた左派系についての論述が多いが、右派の動向についてもまとめている。第1部（第1～3章）は、「解放」から1950年の朝鮮戦争勃発直後までの時期を扱っている。そこでは、「解放」を受けて結成された左派系の在日朝鮮人団体である在日本朝鮮人連盟（朝連）が、生活安定のための各種事業・貧困者救済に取り組みながらもそこには限界があり、公的扶助制度である生活保護の適用を求める運動を展開するようになったこと、その後、冷戦激化を背景に朝連が解散され、在日朝鮮人運動に対する警戒が強まるなかで、在日朝鮮人の生活困窮者が増加していったことが指摘される。また、法制度では、1950年の生活保護法改正によって、生活保護の適用対象が日本国民に限定された事実が記され、（その時点ですぐに問題となったわけではないが）このことがサンフランシスコ講和条約発効の際の在日朝鮮人の日本国籍離脱によって、問題が生じることになったことが述べられている。なお、右派系の民族団体は生活安定の構想を論じるものの、具体的な活動は微弱であったことも触れられている。

第2部（第4章～第6章）は1950年代前半を扱っている。そこでは以下のような事実が

述べられている。サンフランシスコ講和条約発効後、在日朝鮮人は日本国籍を喪失し、生活保護受給の権利を失った。その後の行政当局による在日朝鮮人に対する生活保護の適用は、生活保護法の「準用」による、暫定的・一方的措置としての救済となる。それについては、厚生省が統計をとっており、被保護朝鮮人の実人員数はこの間、増加を続けており、在日朝鮮人の失業、事業経営の困難が深刻化していたことが確認できる。このような状況の中で、左派系の在日朝鮮人は、新たに結成された在日朝鮮統一民主戦線（民戦）の指導のもとで、行政交渉、生活保護を求めての集団申請等を行うが、日本政府はこれを警戒し、警察による取締りを強めるとともに、厚生省は「適正化」の名のもとに朝鮮人への生活保護受給の再調査と打ち切りを準備することとなる。なお、右派系の在日朝鮮人団体は、韓国政府の支援等による生活問題への対処を進めるが、この時期もそれほどの影響力を持ちえなかった。

第3部（第7～12章）は1950年代後半についての状況の推移を述べている。1955年に民戦に代わる左派系在日朝鮮人の新たな団体として、在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）が結成され、朝鮮総連は、朝鮮人間の相互扶助や日本人との親善友好を進め朝鮮人の生活問題を理解してもらうことなどを打ち出して生活問題に対処していこうとした。他方、日本政府は、外国人（大半は在日朝鮮人）の被保護世帯を対象とする一斉調査を行った。朝鮮総連はこれに抗議したが、調査を受けて在日朝鮮人の生活保護の受給打ち切り、削減が進められた。こうした中で、組織内部でも不満が高まるなかで、朝鮮総連は朝鮮人間の協同組合設立等を通じた生活の安着の方針を打ち出すが、事態は改善しなかった。そして在日朝鮮人の生活困窮が深刻化するなかで、1958年に北朝鮮への集団帰国運動が展開され、翌年から実際に帰国事業が実施されることとなる。1962年度までにこの事業で北朝鮮に帰国した者約7万5000名のうち生活保護受給者は、2万～2万5000名であると推定される。この間、右派系の民族団体は、内部対立などもあり影響力は相対的に弱いまま、北朝鮮帰国事業反対の活動を行うなどにとどまった。

終章では、在日朝鮮人の生活困窮問題についての以上のような史実をまとめた上で、1960年代以降、現在の状況との関係を論じている。そこでは、在日朝鮮人の生活保護受給者は、1960年代には高度経済成長等を背景に減少していること、1970年代中盤以降、無年金の高齢者の存在などから再び増加しそれが現在まで続いていることが記されている。

以上のような論文に対して、次のような点が評価された。

まず、本論の最初で触れられているように、在日朝鮮人の生活保護受給をめぐることは事実に基づかない議論が行われ、日本人の間での差別意識が助長される現象が生まれている。このことを考える時に、こうした史料に基づいて過去の史実を整理することは、それ自体が意味を持っていると言える。

そして、この論文は、これまで検証されてこなかったか、あるいは事実自体が知られてこなかった点多々あり、しかもそこには複雑な要素が関係しているこの問題にかかわる、史実をよく整理し、総合的にまとめたものとなっている。

まず、在日朝鮮人の生活保護の実態については、受給状況、被保護率の推移等の統計を、一部の地方自治体レベルの動向も含めてよくまとめている。本論文で掲げられた統計表は、今後、広く参照され、そこからさらに重要な問題を気付かせることにもなると考えられる。北朝鮮集団帰国事業での帰国者についても、そこに生活保護受給者が多く含まれることは容易に予想されることであったが、具体的にその数は明らかにされてこなかったことを考えれば、本論文においてその数の推定が行われたことも研究上の貢献の一つである。

また、生活保護受給の実情、法制度と行政施策、在日朝鮮人運動団体の動向が関係する複雑な問題を総合的に論じたもので、それぞれの側面において、これまでの研究では知られていなかったことを多く付け加えている。まず、在日朝鮮人運動史の分野では、民族団体の活動を軸にした論著は少なくなく、生活保護適用についても言及するものはあったが、この論文のように詳細に事実を整理したものはなかった。しかも、これまでの研究では、治安担当当局の史料を基にした記述にとどまる部分が多かったのに対して、この論文では、朝鮮語文献を含む民族団体の内部資料、機関紙誌を広く集めて、事実の再構成を行おうとしている。加えて、論文で扱う対象とした時期の在日朝鮮人運動史の研究では、相対的に影響力が大きく、残されている史料も比較的多い左派系のみについて言及することがあるなかで、本論文では、右派系の動向についても論述している点もこの分野の研究を進展させたものと言える。

さらに、法制度としての公的扶助と外国人の権利との関係について論じたまとまった著作としては、小川政亮『家族・国籍・社会保障』（勁草書房、1964年）があり、よく参照されてきたが、これは制度や法律の解釈について論じたものであり、在日朝鮮人自身の生活状況や主張等を組み込んだ整理を行っているわけではない。これに対して、本論文は、在日朝鮮人の側の視点から生活保護制度の成立、運用の状況を論じた部分が多い。

こうしたことを考えるならば、本論文は在日朝鮮人の生活保護・生活困窮をめぐる問題について体系的にまとめた初めての、基礎的な研究となったと評価できるだろう。

こうした基礎的な事実の確定を行った本論文が依拠している史料のなかには、これまで知られていなかった史料が多く含まれている。歴史研究者が史料発掘を熱心に行うことは当然のことではあるが、ここで行われた史料発掘は、量的にも多大であるだけでなく、今後、この問題に関心を持つ多くの研究者が参照し、依拠していくであろうものを含み、質的にも重要性を持つ。とりわけ、日本各地の公文書館での丹念な調査に基づいて発掘された、地方自治体レベルでの行政施策にかかわる史料は、貴重である。前述の小川政亮の研究では、同時代における彼自身の見聞等からの記述もなされており、これまで文献史料からの裏付け・検証ができない点もあったが、本論文とそこで用いられた史料によって、裏付け・検証が可能となった点がある。そのことの持つ意義は大きく、高く評価すべきである。

しかし、本論文については問題点も認められる。審査委員からは次のような点が指摘された。

まず、本論文は、在日朝鮮人の生活困窮の実情を明らかにすることを目指したものである

というが、実際の内容がそのようになっているかといえば、疑問が残る。生活保護受給者が多いこと、受給打ち切り等で困窮の度合いを増した者が少なからず存在することはわかっていて、経済史の考察や具体的な労働の状況の説明、それとの関係で在日朝鮮人の生活がどう変化していったかの丁寧な記述はない。

民族差別と生活保護制度における行政当局の対応という重要な点についての説明も課題を残している。民族差別的な意識を持つ日本人が行政当局の職員も含めていたことは確認できるとしても、行政当局の行った調査において実際にどの程度、どのような民族差別的な行為があったかはなお十分に明らかにされたとは言いがたい。

このような問題点は、研究の手法や史料の扱い方ともかかわる。この論文では、左派系民族団体による記録が意味すること、その背景にあることを十分に検討しないままに、単純に引用して論述を行っている部分が目立つことも問題である。研究対象となる社会集団や組織の内部の論理や主張がどのようなものであるかをいったん理解することは研究という作業において欠かせないとしても、そのうえで、そこからいったん離れて、研究対象の論理や主張の背景を考察し、その妥当性を時に批判的に検討することもまた必要不可欠である。これとともに、単に研究対象の動向についての事実の再構成にとどまっており、それをもとにして普遍的に通じる分析を導き出す努力も不足している。

このほか、論文で用いる概念の整理が厳密性を欠いている点、北朝鮮集団帰国事業をめぐる先行研究の理解が十分でなく、それに対する筆者の批判が意味するところも明確ではないことについても、審査委員からの指摘があった。

以上のような欠点を持つものの、それらは今後、修正・克服していくことは可能である。よって、本審査委員会は、本論文の査読および口述試験の結果により本論文提出者が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。